

国土交通省所管公共事業における 景観検討の基本方針（案） 改定のポイント

1. 景観評価を景観検討の一環として位置づけ

- 良好な景観形成を図るため、景観整備の具体的な方針について適切な評価を実施し、その評価結果を実際の計画・設計等に反映していくことが必要。そのため、景観検討の流れの中に位置づけていくことが不可欠
 - ・ 構想～設計段階における合意形成手段として「景観の予測・評価」を位置づけ
 - ・ 当該事業の改善、類似事業への反映を目的として「景観の事後評価」を位置づけ
- 景観評価の景観検討への位置づけにより景観に関する PDCA サイクルを確立
- 「景観評価の基本方針（案）」を「景観検討の基本方針（案）」に変更

2. 対象事業を全ての直轄事業に拡大

- 美しい国づくり政策大綱を踏まえ、全ての直轄事業に基本方針の対象を拡大

3. 景観上の重要度によって事業の景観検討区分を3分類

- 景観検討区分を「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」に3分類
- 「重点検討事業」では、学識経験者を含めた体制による景観検討実施を規定
- 「一般検討事業」では景観ガイドライン等に基づく景観検討実施を規定

4. 「景観整備方針」によって景観検討の一貫性を担保

- 「景観整備方針」の作成・展開を軸とした景観検討の実施を規定
- 「景観整備方針」の維持管理段階までの継承を規定

5. 景観検討に関する事後評価の適正な実施

- 「重点検討事業」では、事業完了数年後の事後評価実施を規定

6. その他

- 基本方針（案）運用の際、地方整備局等の独自の判断、実施要領等の策定が可能